

原産地証明書の書式改訂

国務院機構改革により出入境検閲検疫管理の機能の一部が税関総署に移管されたことに伴い税関総署は、2018年8月17日に「中国原産地証明書及びキンバリー・プロセス証明書の発行」に関する事項を公告した。

本公告には、新しい証明書の管理機関及び発行機関、効力開始日、証明書の種類及び修正点などについて公告している。

	改訂前	改訂後
管理機関	国家質量監督検閲検疫総局 (AQSIQ)	税関総局
発行機関	出入境検閲検疫機構 中国国際貿易促進委員会 (CCPIT)	税関 中国国際貿易促進委員会
有効性	2018年8月20日より前に出入境検閲検疫機構から発行された旧版の原産地証明書は引き続き有効 中国国際貿易促進委員会が発行する原産地証明書に変化はなく引き続き有効	2018年8月20日以降

新版原産地証明書及びキンバリー・プロセス証明書

輸入関税の適用税率は、特惠税率、協議税率、最恵国税率、普通税率があります。WTOに加盟している日本への輸出品に対しては最恵国税率が適用されますが、中国は以下の国と個別に自由貿易協定を締結しており、それぞれに原産地証明書の書式が用意されています。

協定名	原産地証明書の種類と印章
中国アセアン自由貿易協定 中国チリ自由貿易協定 中国パキスタン自由貿易協定 中国ニュージーランド自由貿易協定 中国シンガポール自由貿易協定 中国ペルー自由貿易協定 中国コスタリカ自由貿易協定 中国スイス自由貿易協定 中国アイスランド自由貿易協定	ORIGIN 

中国韓国自由貿易協定 中国オーストラリア自由貿易協定 中国ジョージア自由貿易協定 アジア太平洋貿易協定	O R I G I N
中国と台湾の海峡兩岸經濟協力協定	E C F A 

その他の原産地証明書

普惠制原産地証書 EUワイン原産地名称証書 EUチーズ製品証書 EU煙草眞実性証書 EU農産品原産地名称証書	F R O M A 
非優遇原産地証書 加工組立証書 再輸出証明書 キンバリー・プロセス証明書	O R I G I N 